# 令和2年度北海道農業再生協議会 第1回通常総会議案等

日時:令和2年(2020年)7月14日(火)

場所:北農健保会館 大会議室



# 議案第1号 北海道農業再生協議会規約及び会計処理規程の 一部改正について

次の理由により、北海道農業再生協議会規約及び会計処理規程の一部を改正する。

- 1 平成24年度補正予算で実施した大豆・麦等生産体制緊急整備事業の補助対象だった農業機械等のリース契約期間が満了し、補助金返還事務がなくなったため、当該事業の会計を廃止するもの
- 2 北海道農業再生協議会の口座を保有しているが、攻めの農業実践緊急対策事業の補助金を平成28年5月に返還して以降、未使用の状態が続いており、適正な預金口座の管理の観点から廃止するもの
- 3 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営 第3569号農林水産事務次官依命通知)の一部改正により、会計処理規程 等で謝金、旅費の支給の定めをつくることとされたもの

# 改正の内容

別添新旧対照表及び規約改正案、会計処理規程案のとおり

改 正 後	現 行	改正理由
北海道農業再生協議会規約  制 定 平成23年4月27日	北海道農業再生協議会規約  制 定 平成23年4月27日	
〈第1章(総則)〉 第1条~第3条 [略] (事業) 第4条第1項 [略] 第4条第2項 道協議会は、前項に掲げるもののほか、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業を実施する。 第4条第3項 [略]		事業対象となっ たリース期間(5 年) が満了した ため
(第2章~第5章> [略] (第6章(事務局等)> 第21条 総会の決定に基づき道協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。 (1)北海道農政部農業経営局農業経営課 (2)北海道農業協同組合中央会(攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち、資金管理及び出納事務に関することに限る。) 3~5 [略]	〈第2章~第5章> [略]  〈第6章(事務局等)> 第21条 総会の決定に基づき道協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。 (1) 北海道農政部農業経営局農業経営課 (2) 北海道農業協同組合中央会(大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち、資金管理及び出納事務に関することに限る。) 3~5 [略]	同上
<第7章 (会 計) > 第24条 [略] (資金)	<第7章 (会 計) > 第24条 [略] (資金)	

#### 北海道農業再生協議会規約の一部改正新旧対照表(案)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
改 正 後	現	改正理由					
第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。 (1) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る国からの助成金 (2) 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る国からの補助金 (3) その他の収入 (資金の取扱い) 第26条 道協議会の資金の取扱方法は、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書及び会計処理規程で定める。 第27条~第30条 [略]	第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。 (1) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る国からの助成金 (2) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る国からの助成金 (3) 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る国からの補助金 (4) その他の収入 (資金の取扱い) 第26条 道協議会の資金の取扱方法は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書及び会計処理規程で定める。 第27条~第30条 [略]	事業対象となっ たリース期間 (5 年) が満了したた め					
<第8章~第9章> [略]	<第8章~第9章> [略]						
附 則 この規約は、平成23年4月27日から施行する。 附 則 この規約は、平成24年12月13日から施行する。 附 則 この規約は、平成25年3月12日から施行する。 附 則 この規約は、平成25年5月10日から施行する。 附 則 この規約は、平成26年3月12日から施行する。 附 則 この規約は、平成27年2月13日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年3月28日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年6月13日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年6月13日から施行する。 附 則 この規約は、平成29年7月10日から施行する。 の別期は、平成29年7月10日から施行する。 の別期による。 附 則 この規約は、平成30年7月10日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年7月10日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年7月10日から施行する。 附 則	附 則 この規約は、平成23年4月27日から施行する。 附 則 この規約は、平成24年12月13日から施行する。 附 則 この規約は、平成25年3月12日から施行する。 附 則 この規約は、平成25年5月10日から施行する。 附 則 この規約は、平成26年3月12日から施行する。 附 則 この規約は、平成27年2月13日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年3月28日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年6月13日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年6月13日から施行する。 附 則 1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。 附 則 この規約は、平成30年7月10日から施行する。						

#### 北海道農業再生協議会規約

制 定 平成23年4月27日 一部改正 平成24年12月13日 一部改正 平成25年3月12日 一部改正 平成25年5月10日 一部改正 平成26年3月12日 一部改正 平成27年2月13日 一部改正 平成28年3月28日 一部改正 平成28年6月13日 一部改正 平成29年7月10日 一部改正 平成30年7月10日 最終改正 令和 年 月

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、北海道農業再生協議会(以下「道協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 道協議会は、主たる事務所を札幌市中央区北3条西6丁目北海道農政部農業経営局農 業経営課に置く。

(目的)

第3条 道協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と 農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施する ための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や需要に応じた米の生 産の推進、地域農業の振興を図るとともに、多様な担い手の育成・確保、農業経営の体質 強化、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

- 第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を協議する。
  - (1) 経営所得安定対策の普及及び推進に関すること
  - (2) 需要に応じた米の生産に関すること
  - (3) 主食用米及び麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の作付方針(水田フル活用ビジョン) に関すること
  - (4) 産地交付金に関すること
  - (5) 農業・農村を支える多様な担い手の育成、確保及び経営体質の強化等に関すること
  - (6) 農地の有効利用に関すること
  - (7) 前各号に掲げる事項のほか、協議会の目的を達成するため必要と認められる事項
- 2 道協議会は、前項に掲げるもののほか、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質 強化緊急対策事業を実施する。
- 3 道協議会は、前項に関する業務の一部を第5条1項に掲げる者その他会長が認める者に委 託して実施することができる。

### 第2章 会員等

(会員等)

- 第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 北海道
  - (2) 北海道市長会
  - (3) 北海道町村会
  - (4) 一般社団法人北海道農業会議
  - (5) 北海道農業協同組合中央会
  - (6) 北海道信用農業協同組合連合会
  - (7) ホクレン農業協同組合連合会
  - (8) 北海道農業共済組合連合会
  - (9) 北海道農業信用基金協会
  - (10) 北海道土地改良事業団体連合会
  - (11) 公益財団法人北海道農業公社
  - (12) 株式会社日本政策金融公庫札幌支店
  - (13) 北海道農産物集荷協同組合
  - (14) 北海道食糧事業協同組合
  - (15) 北海道農業法人協会
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に会員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 道協議会には、オブザーバーを置くことができる。オブザーバーは会長の求めにより協議 会に出席できる。

第3章 役員等

(役員)

- 第6条 道協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、前条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、会務を総理し、道協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 道協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とする。
- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまで の間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第10条 道協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その 役員を解任することができる。 この場合において、道協議会は、その総会の開催の日の10 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する 機会を与えるものとする。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

- 第11条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

- 第12条 道協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 道協議会の目的を達成する上で緊急を要する規約の改正など会長が必要と認めたときは、 書面により臨時総会を開催できるものとする。

(総会の招集)

- 第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議 事録の公表に努めるものとする。

#### (総会の議決方法等)

- 第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された 事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

#### (総会の権能)

- 第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
  - (5) その他道協議会の運営に関する重要な事項。

#### (特別議決事項)

- 第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
  - (1) 道協議会規約の変更
  - (2) 道協議会の解散
  - (3) 会員の除名
  - (4) 役員の解任

#### (書面又は代理人による表決)

- 第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催前までに道協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を道協議会に提出しなければならない。
- 4 第14条第1項及び第3項並びに前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権 を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

- 第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと 見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事 録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会等

(幹事会の構成等)

- 第19条 道協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置くものとする。
- 2 幹事会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。
  - (1) 北海道
  - (2) 北海道農業協同組合中央会
  - (3) 公益財団法人北海道農業公社
  - (4) 一般社団法人北海道農業会議
- 3 幹事の中から、幹事長を互選する。
- 4 幹事長は必要に応じて関係機関・団体からオブザーバーとしての参加を求めることができるものとする。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、議長は幹事のうちから選出する。

(部会)

- 第20条 道協議会には、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 各部会の構成員及び部会長は、会長が指定するものとする。
- 3 部会は、部会長が招集する。
- 4 道協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって道協議会の議決とすることができるものとする。
- 5 前項による議決をしたときは、会長の承認を経て、直近の総会(第12条第5項による臨時 総会を除く)に報告するものとする。
- 6 第5条第2項及び第3項、第12条第2項、第13条第2項及び第3項、第14条、第17条並び に第18条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「総会」とあるのは 「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「会員」とあるのは「部会に属する構成員」 と、「第2条の事務所」とあるのは「会長が別に指定する場所」と読み替えるものとする。
- 7 前5項に定めるもののほか、各部会の設置・運営に関する事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 事務局等

(事務局)

- 第21条 総会の決定に基づき道協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
  - (1) 北海道農政部農業経営局農業経営課
  - (2) 北海道農業協同組合中央会(攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。)
- 3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。
- 5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

- 第22条 道協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に 掲げる規程による。
  - (1) 事務処理規程

- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他総会において特に必要と認めた規程

#### (書類及び帳簿の備付け)

- 第23条 道協議会は、主たる事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
  - (1) 道協議会規約及び前条各号に掲げる規程
  - (2) 役員の氏名及び住所を記載した書面
  - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
  - (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 道協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- 第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。
  - (1) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る国からの助成金
  - (2) 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る国からの補助金
  - (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 道協議会の資金の取扱方法は、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 道協議会の事務に要する経費は、第25条各号に掲げる収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 道協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

- 第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 3日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
- 2 監事は、前項各号に掲げる書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して 会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、 これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第30条 会長は、第28条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決 を得た後、北海道農政事務所長に提出しなければならない。

第8章 道協議会規約の変更、解散

(届出)

第31条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合には、道協議会は、遅滞なく北海道農政事務所長に届け出なければならない。

(道協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第32条 道協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、 国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他の規程の定めるところにより国に返 還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て道協議会の目的と類似の目的を有する 他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(その他)

第33条 この規約に定めるもののほか、道協議会の事務の運営上必要な事項は、幹事会の承認 を得た後、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成23年4月27日から施行する。

附則

この規約は、平成24年12月13日から施行する。

附則

この規約は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月10日から施行する。

附則

この規約は、平成26年3月12日から施行する。

附則

この規約は、平成27年2月13日から施行する。

附則

この規約は、平成28年3月28日から施行する。

附則

この規約は、平成28年6月13日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。

附則

この規約は、平成30年7月10日から施行する。

附則

この規約は、令和2年 月 日から施行する。

改正後	現 行	改正理由
北海道農業再生協議会会計処理規程 制定 平成25年3月12日 一部改正 平成26年3月13日 一部改正 平成27年3月12日 最終改正 令和 年 月 日 第1条 [略] (適用範囲) 第2条 道協議会の会計業務に関しては、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱(平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知)、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱(平成27年2月3日付け26生産第2687号農林水産事務次官依命通知)及び北海道農業再生協議会規約(以下「道協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。 第3条 [略] (会計区分)	北海道農業再生協議会会計処理規程 制 定 平成25年3月12日 一部改正 平成26年3月13日 最終改正 平成27年3月12日 最終改正 平成27年3月12日 最終改正 平成27年3月12日 最終改正 平成27年3月12日 第1条 [略] (適用範囲) 第2条 道協議会の会計業務に関しては、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金 交付要網(平成25年2月26日付け24生産第2846号農林水産事務次官依命通知)、攻め の農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要網(平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知)、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要網(平成27年2月3日付け26生産第2687号農林水産事務次官依命通知)及び北海道農業再生協議会規約(以下「道協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定 めるところによるものとする。 第3条 [略] (会計区分)	補助対象となった リース期間(5年) が満了たため
第4条 道協議会の会計区分は、攻めの農業実践緊急対策事業会計及び稲作農業の体質強 化緊急対策事業会計とする。 (口座の開設) 第5条 (削除)	第4条 道協議会の会計区分は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業会計、攻めの農業実践 緊急対策事業会計及び稲作農業の体質強化緊急対策事業会計とする。 (口座の開設) 第5条 前条に関する口座は、北海道信用農業協同組合連合会本所に開設するものとする。	同上   事務の省力化のた
第6条~第15条 「略] (予算の実施) 第16条 予算の執行者は、会長とする。 2	第6条~第15条 『略] (予算の実施) 第16条 予算の執行者は、会長とする。	<i>b</i>
2 予算の執行にあたっては、北海道が定める諸条例及び財務規則等に準じる。 第17条~第31条 [略]	第17条~第31条 [略]	経安実施要綱に基め
附 則 この規程は、平成25年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年2月13日から施行する。 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する	附 則 この規程は、平成25年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年2月13日から施行する。	1 少く以上

#### 北海道農業再生協議会会計処理規程

制 定 平成25年3月12日 一部改正 平成26年3月12日 一部改正 平成27年2月13日 最終改正 令和 年 月 日

(目的)

第1条 この規程は、北海道農業再生協議会(以下「道協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、道協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 道協議会の会計業務に関しては、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱 (平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知)、稲作農業の体質強化緊急 対策事業費補助金交付要綱(平成27年2月3日付け26生産第2687号農林水産事務次官依命通 知)及び北海道農業再生協議会規約(以下「道協議会規約」という。)に定めるもののほか、 この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

- 第3条 道協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。
  - (1) 道協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
  - (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
  - (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 道協議会の会計区分は、攻めの農業実践緊急対策事業会計及び稲作農業の体質強化緊 急対策事業会計とする。

(口座の開設)

第5条 (削除)

(会計年度)

第6条 道協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3 月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

- 第8条 道協議会の事務局に経理責任者を置く。
- 2 経理責任者は事務局次長とする。

(帳簿書類の保存及び処分)

- 第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 予算及び決算書類 5年
  - (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
  - (3) 証ひょう (領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。) 5年
  - (4) その他の書類
- 3年
- 2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。
- 3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の 経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

(勘定科目)

第10条 第4条の会計区分には、収入・支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な 勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

- 第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。
  - (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
  - (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
  - (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿、記帳整理の方法等については、事務局を置く機関・団体の規定の例による ものとする。

(会計帳簿の更新)

第13条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(予算の目的)

第14条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理 的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第15条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、 総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得た後、北海道農政事務所長に報告しなければならない。

(予算の実施)

第16条 予算の執行者は、会長とする。

2 予算の執行にあたっては、北海道が定める諸条例及び財務規則等に準じる。

(予算の流用)

第17条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

#### (金銭出納の明確化)

第18条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

#### (支払方法)

第19条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を 証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがた い場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

#### (預貯金証書等の保管)

第20条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護 預けするものとする。

#### (金銭の過不足)

第21条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

#### (物品の定義)

第22条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

#### (物品の購入)

第23条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者 を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、30万円未満の物品については見積書を 省略できる。また、1件の購入金額が20万円未満のときは、経理責任者が専決処理にすること ができる。

#### (物品の照合)

第24条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所 定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

#### (規定の準用)

第25条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第23条 の規定を準用する。

#### (決算の目的)

第26条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

#### (決算の種類)

第27条 決算は、毎年3月末の年度決算とする。

#### (財務諸表の作成)

第28条 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該年度末における決算に必要な整理を行い、収支計算書を作成し、会長に報告しなければならない。

#### (年度決算の確定)

第29条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意 見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

#### (報告)

第30条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を北海道農政事務所長に報告しなければならない。

第31条 実施しようとする事業の交付要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附則

この規程は、平成25年3月12日から施行する。

附則

この規程は、平成26年3月12日から施行する。

附則

この規程は、平成27年2月13日から施行する。

附則

この規程は、令和2年 月 日から施行する。

# 第2号 令和元年度事業報告及び収支決算(案)について

# I 令和元年度事業報告

# 1 協議会の運営

# (1)総会の開催

区	分		内		容
		○開催	月日		
		令和	元年7月1	8日(木)	
		○開催	場所		
第1回通	11常総会	北農	健保会館	特別会議室	
		〇議	題		
			通常総会Ⅰ	こおける役員の改選につい	て
			平成30年	度事業報告及び収支決算(	案)について
			令和元年	<b>度事業計画(案)について</b>	

# (2) 幹事会の開催

区分	内容
	│ ○開催月日 │ 令和元年6月10日(月)
	│ ○開催場所:
第1回幹事会	道庁7階 農政部第1中会議室
	○議  題
	・ 通常総会における役員の改選について
	・ 平成30年度事業報告及び収支決算(案)について
	・ 令和元年度事業計画(案)について

# (3) 水田部会の開催

		<del>5</del>	) }		
	<u> </u>		,	○開催月日 令和元年10月8日(火)	
第	1	回部	会	○開催場所	
				北農健保会館 2階 エルム	
				○議 題	
				・ 2年産「生産の目安」の基本的な考え方について	
				○開催月日	
				令和元年12月19日(木)	
第	2	回部	숲	○開催場所	
				北農健保会館 2階 エルム	
				○議 題	
				・ 2年産「生産の目安」について	
				○開催月日	
				令和2年2月21日(金)	
第	3	回部	숲	○開催場所	
				北農健保会館 2階 エルム	
				○議 題	
				・ 令和2年度水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の	の
				活用計画案等について	
				・ 令和2年度水田部会の開催予定について	

# 2 監査の実施

- (1)内部監査
  - ① 実施年月日 令和2年5月11日(月)
  - ② 監査実施方法 新型コロナウイルス感染症対策のため書面による内部監査
  - ③ 実施内容令和元年度に実施した北海道農業再生協議会活動に係る内部監査

# (2) 監査

- ① 実施年月日令和2年5月20日(水)及び21日(木)
- ② 監査実施場所 新型コロナウイルス感染症対策のため書面による監査
- ③ 監査内容 令和元年度収支決算について

# Ⅱ 令和元年度収支決算(案)について

# 1 過去に実施した基金造成事業の会計

(大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業、稲作農業の体質強化緊急対策事業)

(1) 総 括 (単位:円)

区 分	令和元年度 決算(案)	令和元年度 予 算	増減	備考
収入総額	0	0	0	
支出総額	0	0	0	
差引残額	0	0	0	

(2) 収入の部 (単位:円)

科	目	令和元年度 決算(案)	令和元年度 予 算	増減	備考
補助金返還金等		0	0	0	
合	計	0	0	0	

(3) 支出の部 (単位:円)

科	目	令和元年度 決算見込み	令和元年度 予 算	増減	備考
国庫返納金		0	0	0	
合 計		0	0	0	

# (4) 基金残余額

0 円

※「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」、「稲作農業の体質強化緊急対策事業」が26年度 と27年度に廃止された後、農林水産省北海道農政事務所長からの基金廃止承認及び残余 の返還命令(平成28年5月12日付け28道農第559号)に基づき「攻めの農業実践緊急対 策事業会計基金」は、基金残余を国庫返納したため、平成28年5月30日付けをもって廃 止。

その後、基金造成事業の実施はないが、過年度に実施し、終了した上記事業について、処分制限期限内における取得財産の処分や仕入れに係る消費税相当額の確定等の理由によって、助成対象者からの返戻金を受け入れる可能性や国の補正予算により新たな基金事業が創設される可能性もあるため、会計自体は引き続き存続させている。

<u>令和元年度は、助成対象者からの国庫返戻の申し出はなく、新たな事業創設もなかったことから、上記のとおり、「ゼロ」決算となった。</u>

# 監査報告

北海道農業再生協議会規約第29条に基づき、令和元年度の北海道農業再生協議会収支決算の内容について、帳簿、証拠書類等を監査した結果、北海道農業再生協議会会計処理規程に則り、適正に処理されていることを認める。

令和2年 5 月 Zo 日

監事今井政行副

監 事

# 監査報告

北海道農業再生協議会規約第29条に基づき、令和元年度の北海道農業再 生協議会収支決算の内容について、帳簿、証拠書類等を監査した結果、北海 道農業再生協議会会計処理規程に則り、適正に処理されていることを認める。

令和2年 5 月 上/日

監事孫田誠

監 事

# 議案第3号 令和2年度事業計画(案)について

# I 令和2年度事業計画(案)

- 1 協議会の運営
- (1)通常総会の開催

区分	内 容
第 1 回 通常総会	<ul> <li>○開催日 令和2年7月14日頃</li> <li>○主な議題</li> <li>・ 北海道農業再生協議会規約及び改正処理規程の一部改正について</li> <li>・ 令和元年度事業報告及び収支決算(案)について</li> <li>・ 令和2年度事業計画(案)について</li> </ul>
第 2 回通常総会	○ 開催予定なし ただし、過年度実施国庫補助事業に係る返納金が生 じた場合や国の新規事業が措置された場合は、決算見 込み及び次年度予算案を協議するため、3月頃に開催 する。

- (2) 臨時総会の開催 上記通常総会のほか、必要に応じて開催する。
- (3) 幹事会の開催 必要に応じて開催する。
- (4)水田部会の開催今年度内に3回開催する予定。第1回は、9月の予定。
- 2 監査の実施
- (1) 内部監査(道協議会内部監査実施規程第1条) 実施時期 令和3年5月中旬
- (2)監查(道協議会規約第29条) 実施時期 令和3年5月中旬

# 3 事業の推進

- (1)会計検査院等に対する過年度実施国庫補助事業に係る諸報告等
  - ・ 攻めの農業実践緊急対策事業
  - 稲作農業の体質強化緊急対策事業

# (2) その他

# Ⅱ 令和2年度予算の取扱いについて

国庫補助事業に係る基金残余を平成28年度に全額国庫返納しており、その後、当協議会が担う新規事業がないことから令和2年度当初予算の計上はない。

ただし、過年度に実施し、終了した国庫補助事業ついて、処分制限期限内における取得財産の処分等を理由として、各事業の業務方法書等に基づき助成対象者からの返納金を受領し、国庫返納するときは、北海道農業再生協議会幹事会に諮り、返納手続きに支障ないよう措置するとともに、その内容については、次回通常総会において報告するものとする。

# 報告事項 令和元年度北海道農業再生協議会水田部会の検討経過と議決報告 について

# 北海道農業再生協議会水田部会

- 1 第1回(令和元年10月8日開催)
  - ・ 令和2年産「生産の目安」の基本的な考え方を決定。
- 2 第2回(令和元年12月19日開催)
  - ・ 令和2年産「生産の目安」の基本的な考え方に基づき、令和2年産米の「生産の目 安」を設定。
- 3 第3回(令和2年2月21日開催)
  - ・ 令和2年度水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の活用計画案を決定。
  - ・ 令和2年度水田部会の年間スケジュールを決定。

# 2年産「生産の目安」の基本的な考え方

令和元年10月8日 北海道農業再生協議会水田部会

# 1 米をめぐる情勢

主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年 10 万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。

本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

# 2 「生産の目安」の概要

# (1)目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

#### (2)設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稲全体、主食用、加工用\*、その他 (新規需要米等)
- うるち、もち別
- ※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他(新規需要米等)の目安を合わせた「主食用以外」の生産の目安を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の生産の目安に沿った取組となる」という参考値として示す。

# ■ 生産の目安「イメージ]

	- T-	分	水稲全体			
	<u>V</u>	·Л		うち主食用	うち加工用	うちその他
	うるち	数量(t)				
全道 —	705	面積(ha)				
	もち	数量(t)				
		面積(ha)				
		数量(t)				
	合計	面積(ha)				

区分		Δ	水稲全体			(参考)主食用以外の内訳		
	<u> </u>	. <b>л</b>		うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
	うるち	数量(t)						
協議会	700	面積(ha)						
助武云	* もち	数量(t)						
		面積(ha)						
	合計	数量(t)						
		面積(ha)						

# (3)「生産の目安」の位置付け・考え方

- □ 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に □ 基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- □○ 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産」 の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

### 3 「生産の目安」の設定等

### (1)作付意向調査の実施

 $(10 月 \sim 11 月)$ 

- 道農業再生協議会水田部会(以下「水田部会」という。)が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」(目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等)を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向(面積)を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。
- 道が全道の水稲作付意向面積の増減(前年比)をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内(JA・集荷業者等)で全道の調査結果 等を情報共有。

### (2)団体ごとの販売計画策定

 $(\sim 11 月)$ 

○ 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

# (3)全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定 (12月)

○ 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。 (算定方法の概要は別紙のとおり)

# (4)「生産の目安」の決定・提示

(12月)

○ 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が 地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

### 4 「生産の目安」の推進等

# (1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会(水田部会)は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた 生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生 産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実 情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進め る。

### (2)産地交付金の活用

○ 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様な ニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経 営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き 続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

#### (3) 実施状況の確認等

○ 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施 状況(作付実績)等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

# 令和2年産米の「生産の目安」等について

令和元年 12 月 19 日<sup>、</sup> 北海道農業再生協議会

### 1 全道の生産の目安

○ 北海道の令和2年産の<u>主食用米の生産の目安は、数量で53万4,060トン、面積で9万7,402~クタール</u>、加工用とその他を合わせた<u>水稲全体の生産の目安は、数量で58万6,614トン、面積で10万7,049~クタールと設定。</u>

#### 2年産生産の目安(全道)

E ()		水稲全体「			
	区分		主食用	加工用	その他
うるち	数量(t)	544, 447	501, 479	23, 856	19, 112
705	面積(ha)	99, 124	91, 246	4, 356	3, 522
1 +	数量(t)	42, 167	32, 581	9, 016	570
もち	面積(ha)	7, 925	6, 156	1, 663	106
合計	数量(t)	586, 614	534, 060	32, 872	19, 682
	面積(ha)	107, 049	97, 402	6, 019	3, 628

# 2 設定に当たっての考え方

〇 水稲全体

農業者の生産意欲の向上と、本道における水稲生産力の維持・確保を図る観点から、10万7千ヘクタール以上で設定。

○ 主食用米

非主食用米を含む北海道米の需要者に対する安定供給と価格の安定を図るため、 国による主食用米の需給見通し、農業団体等による販売計画、産地の作付意向など を踏まえ、前年産の数量の目安から 0.6%減で設定。

〇 加工用米

本道における非主食用米の取組の柱であり、今後も安定的な需要が見込まれることから、積極的に取組を推進する観点で設定。

○ その他

地域の作付意向を基本に、水稲全体の生産の目安と用途別の生産の目安との整合性にも配慮して設定。

#### 3 地域協議会別の生産の目安

○ 地域協議会別の生産の目安については、各地域協議会における元年産の作付実績を 基本に、全道の生産の目安及び各地域協議会における2年産の作付意向などを考慮の 上、算定し提示。(別紙一覧表のとおり。)

#### 4 今後の対応

- 道協議会は、設定した「生産の目安」を農業団体、集荷団体及び各地域協議会へ提示するとともに、「生産の目安」の実効性確保に向け、オール北海道の取組として需要に応じた生産を推進。
- 地域協議会においては、提示された全道及び地域協議会の「生産の目安」に基づき、 生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生 産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を実施。

# 2020年度(令和2年度)北海道水田フル活用ビジョン(案)

# 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本道では、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専業的な農家を主体とする農業が展開されている。

道央地域では、水稲を主体に野菜・花きを取り入れた農業、道南地域では、野菜や水稲を中心とした農業、道北・道東地域では、畑作や酪農を中心とした農業と、各地域の生産条件を活かした農業経営が展開されている。

このような中、本道においても農家戸数が年々減少する一方、経営体当たりの耕地面積の拡大により生産が維持されているものの、高齢化の進展や担い手の減少に伴い、省力的な作物への作付偏重が見られ、輪作体系の崩れや不耕作地の発生が懸念されている。

# 2 作物ごとの取組方針等

本道が全国の米主産地としての地位を揺るぎないものとしていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稲作付面積の確保を図る。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進する。

# (1) 主食用米

消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、北海道米の需要の拡大を図りながら、高品質・良食味米の生産を推進し、極良食味米によるブランド確立とともに、中食・外食の業務用米などへの安定供給にも努め、消費者や実需者の多様なニーズに応えていく。

#### (2) 非主食用米

加工用米や新規需要米など非主食用米の有効な活用により安心・安全で低コストな 北海道米への多様なニーズに対応した安定生産・安定供給を図るとともに、水田機能 の維持と生産力の確保を図る。

このため、基本技術の励行による収量の安定化、生産工程管理の実践、複数年契約に基づく生産などを進める。

また、生産者の高齢化や労働力不足への対応として、直播栽培をはじめとする省力的な生産技術の導入、作業委託による労働の外部化、肥培管理におけるコスト削減に資する技術の導入などを進める。

#### ア 加工用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、主力の冷凍米飯や加工米飯を中心に、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

#### イ 飼料用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、特に、多収品種を利用した生産性向 上の取組や、需要者のニーズに応じたサイレージ向けの生産を推進する。

#### ウ WCS用稲

収穫作業が主食用米等と競合せず、水稲の作付拡大に対応可能なことから、需要 を確保しながら複数年契約の取組を推進する。

#### エ 米粉用米

産地と需要者が連携し、ニーズに対応した原料米の安定供給を推進する。

#### 才 新市場開拓用米

海外市場等を新たな販路の一つとして、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

#### 力 備蓄米

優先枠の設定により他産地と競合することなく安定的な取組が可能であるという メリットを踏まえつつ、主食用米及び新規需要米の需給動向等も考慮しながら、各 産地の判断により取組を推進する。

#### (3) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆は、用途別の需給動向に即した生産を基本として、計画的・安定的な作付を進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域特性に応じた肥培管理や適期収穫などの取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上と水田の有効活用に資するものとして、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進め、草地の植生改善や、子実用とうもろこしを活用した輪作体系の確立などの取組を通じて、生産性の向上を図る。

#### (4) そば、なたね

契約栽培を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、単収や品質の向上を図るため、特に収量性の低い産地においては、適期播種や排水対策などの取組を進める。

#### (5) 高収益作物(園芸作物等)

需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランドカの向上などの取組を通じて、特色のある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

#### (6) 畑地化の推進

転作作物の本作化や、計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合などに、地域における効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、各産地が実情に応じて畑地化の取組を進める。

# 3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積	当年度の作付予定面積	2020 年度の作付目標面積
	(ha)	(ha)	(ha)
主食用米	97, 000	97, 400	97, 400
飼料用米	1, 974	2, 000	2, 000
米粉用米	50	150	150
新市場開拓用米	591	600	600
WCS 用稲	573	600	600
加工用米	5, 022	5, 700	5, 700
備蓄米	381	380	380
麦	33, 132	32, 500	32, 500
大豆	18, 810	18, 700	18, 700
飼料作物	25, 517	25, 400	25, 400
そば	9, 205	9, 100	9, 100
なたね	628	600	600
その他地域振興作	26, 030	25, 750	25, 750
物			
野菜	14, 452	15, 000	15, 000
花き・花木	509	600	600
果樹	50	50	50
その他	11,019	10, 100	10, 100

# 4 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
1	加工用米、新市場開拓用米	加工用米等作付助成	作付面積 単収 GAP 取組面積	(2019年度) 5, 613ha (2019年度) 571kg/10a (2019年度) 3, 764ha	(2020年度) 6,300ha (2020年度) 552kg/10a (2020年度) 4,300ha
2	飼料用米	飼料用米作付助成	作付面積 単収 GAP 取組面積	(2019 年度) 1,533ha (2019 年度) 571kg/10a (2019 年度) 613ha	(2020 年度) 1,500ha (2020 年度) 552kg/10a (2020 年度) 700ha
3	米粉用米、WCS 用稲、飼料用米	米粉用米・WCS 用稲 等作付助成	作付面積 単収 GAP 取組面積	(2019 年度) 711ha (2019 年度) 571kg/10a (2019 年度) 348ha	(2020 年度) 850ha (2020 年度) 552kg/10a (2020 年度) 370ha
4	加工用米、新市場開拓用米、WCS用稲	複数年契約助成	作付面積 作付面積に対する取組実施率	(2019 年度) <b>6</b> , 1 <b>87ha</b> (2019 年度) <b>0</b> %	(2022 年度) <b>6</b> , <b>900ha</b> (2022 年度) <b>70</b> %
5	加工用米、新市場開拓用米、飼料用 米、米粉用米、WCS 用稲	省力化・低コスト化助成	作付面積 作付面積に対する取組実施率 生産費(2018 年度対比)	(2019 年度) 8, 210ha (2019 年度) 97% (2019 年度) 基準年対比 0千円/10a	(2020 年度) 9, 050ha (2020 年度) 100% (2020 年度) ▲2 千円/10a

# 5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

# 令和2年度産地交付金について(案)

令和2年2月21日 北海道農政部農産振興課

# 1 産地交付金の概要 別添のとおり

#### 2 産地交付金(道枠)活用の考え方

今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した 生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産 の取組を支援する。

加えて、収益力の向上に資する取組を一層推進する観点から、次のとおり使途等の見直しを行う。

- ・ 加工用米、新市場開拓用米及び WCS 用稲を対象に、複数年契約の取組のみを要件に 助成する使途を新設する。
- ・ 省力化・低コスト助成の取組要件に、今後の普及が求められている高密度播種やスマート農業の取組、作付拡大に係る取組などを追加する。
- 生産構造改善推進助成を終了する。
- ・ 各使途の取組要件のうち、一定の取組実績が複数年にわたって確認されており、概 ね取組が定着したと判断されるものを除外した上で、使途ごとに設定している必須の 取組要件数を減らす。

#### 3 産地交付金の活用計画案(2月21日時点)

#### (1)配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部を道枠で活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

豆八	配分先			
区分	道枠	枠 地域枠(配分の考え方)		
当初配分(4月)	0	0	29 年度当初配分額を基本に、国からの配 分額、道枠の所要額及び地域協議会別の 前年度活用実績額等を勘案して配分	
追加配分(4月)				
<u>転換作物拡大加算</u>		0	拡大計画における対象面積×15千円/10a	
高収益作物等拡大加算		0	拡大計画における対象面積×30千円/10a	
追加配分(10月)				
			当初配分額に基づく 10 割相当額を基本	
留保分	0	0	に、国からの配分額、道枠の所要額及び	
			地域協議会別の所要額等を勘案して配分	
飼料用米・米粉用米の多収品種	0			
飼料用米・米粉用米の複数年契約		0	追加配分対象面積×12 千円/10a	

そば・なたねの作付		0	追加配分対象面積×20 千円/10a
新市場開拓用米の作付		0	追加配分対象面積×20 千円/10a
転換作物拡大加算	0	0	(実際の作付面積に応じて過不足調整)
高収益作物等拡大加算		0	<u>(実際の作付面積に応じて過不足調整)</u> <del>追加配分対象面積×20 千円/10a</del>

# (2) 道枠活用計画案

助成の内容	助成単価 (上限単価)		
助成の内谷	元年度	2 年度	
水稲作付面積の維持・確保			
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成	24 千円/10a	未定	
飼料用米(多収品種)の取組に対する助成	9 千円/10a	未定	
米粉用米・WCS 用稲・飼料用米 (SGS) の取組に対する助成	9 千円/10a	未定	
加工用米・新市場開拓用米 <u>・WCS 用稲</u> の複数年契約の取組に対する助成	_	未定	
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成	15 千円/10a	未定	
生産構造の改善に資する取組への助成(元年度で終了)	3 千円/10a	_	

### (対象作物別の助成体系)

	作付助成	複数年契約助成	省力化・低コスト化助成
加工用米	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0
飼料用米	〇(多収品種又は SGS)	(国による追加配分)	0
米粉用米	0	(国による追加配分)	0
WCS 用稲	0	<u>O</u>	0

※ 道枠活用計画案については、助成単価を含め、国の予算措置及び配分の状況や国 との協議の経過により、今後、内容が変更されることがある。

### (3)配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠又は地域枠に残余が生じた場合は、その残余額を相互に融通して活用することがある。

# 令和2年度水田部会の開催予定について(案)

月	平成 31/令和元年度	令和2年度
4		
5		
6		
7	↑ 元年産米の生産の目安に即した取組 の状況等に関する検証作業の実施(事 務局)	◆ 2年産米の生産の目安に即した取組の 状況等に関する検証作業の実施(事務 局)
8	<u></u>	
9		<ul> <li>水田部会(第1回)</li> <li>・3年産「生産の目安」の基本的な考え方について</li> <li>作付意向調査の実施(事務局)</li> </ul>
10	水田部会(第1回) ・2年産「生産の目安」の基本的な考 え方について ▲ 作付意向調査の実施(事務局)	
11	▼ 販売計画の策定(団体) 需給見通しの公表(国)	<ul><li>販売計画の策定(団体)</li><li>需給見通しの公表(国)</li></ul>
12	令和2年産米の生産の目安案の ▼ 算定 水田部会(第2回)	令和3年産米の生産の目安案の算 ▼ 定 水田部会(第2回)
	・2年産米の「生産の目安」について	・3年産米の「生産の目安」について
1		
2	水田部会(第3回)  ・令和2年度水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の活用計画案等について	水田部会(第3回)  - 令和3年度水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の活用計画案等について
	・令和2年度水田部会の開催予定について	・令和3年度水田部会の開催予定について 
3		

※ 開催時期や主な議題については、都合により変更される場合がある。